

言語社会研究科 博士審査要旨

論文提出者 嘉数 勝美
論文題目 グローバリゼーションと日本語教育政策
—アイデンティティとユニバーサリティの相克から公共性への収斂—
論文審査委員 イ・ヨンスク、五味 政信、糟谷 啓介

1. 本論文の内容と構成

本論文の著者嘉数勝美氏は国際交流基金に勤務し、日本語教育に関連する事業に長らく関わってきた。その意味で嘉数氏は、海外での日本語教育の発展の現場に立ち会ってきたといえる。また、そうした立場から、数多くの学会やシンポジウムに参加し、積極的な発言や問題提起を行ってきた。本論文は、これまでの嘉数氏の仕事の総決算であるとともに、将来の日本語教育の方向づけを模索するための果敢な挑戦でもある。この論文が嘉数氏の数々の貴重な経験に支えられていることはいうまでもないが、それは本論文は日本語教育の現状報告でもなければ、短期的効果のための政策論でもない。嘉数氏は、日本語教育に関わる多くのひとびとが実践的な教育論や政策論に関心を寄せることはあっても、日本語教育を支える思想や理念の問題にあまり関心をもたないことを長らく不満に感じていたという。本論文において嘉数氏は、日本語教育をめぐる状況の正確な理解を基本としながら、これからの日本語教育が何を目指すべきか、その背景にあるべき理念はいかなるものか、より良い社会の実現に向けて日本語教育は何ができるか、という問いに真正面から取り組んでいる。もうとしている。

本論文の構成を以下に示す。

はじめに

序章 研究の目的

- 1 研究の目的
- 2 本論文に関連する先行研究
- 3 本論文における概念の定義
- 4 本論文の構成と展開

第1章 日本語教育の現状と展望

- 1 「原点」、「転換点」、そして「現時点」
- 2 現状と展望

第2章 CEFR (Common European Framework of Reference for Languages) の衝撃

- 1 CE (Council of Europe) の言語政策
- 2 CEFR と ELP (European Language Portfolio)

第3章 グローバル化時代における言語教育の公共性

- 1 「グローバリゼーション」以前の公共性

- 2 「グローバル」時代の公共性
- 3 「言語政策」から「言語管理」へという公共性
- 4 再び「日本語は国際語になりうるか」

第4章 日本語教育——アイデンティティとユニバーサリティの相克

- 1 「文化財」としての日本語、「国際語」としての日本語
- 2 国立国語研究所と日本語学会
- 3 日本語のアイデンティティとユニバーサリティの相克

第5章 結論として——日本語教育、公共性への収斂

- 1 再び、アイデンティティをめぐって
- 2 再び、ユニバーサリティをめぐって
- 3 再び、公共性をめぐって
- 4 政策的私論（骨子）
- 5 再び、ユートピアをめぐって

おわりに 謝辞として

参考引用文献一覧

2. 本論文の概要

序章では、まず本論文であつかわれる問題が整理される。嘉数氏は、現在の日本語教育がジレンマに陥っているなかで、国際的枠組みのなかでの日本語教育政策を打ち立てる必要があることを指摘する。つぎに、先行研究が検討され、用いられる概念の定義が行なわれる。嘉数氏は、日本語教育、社会言語学、言語教育学、言語政策論はもちろんのこと、哲学や社会思想の分野の研究をも参照している。とくに、本論文のもっとも重要なキーワードである「ユニバーサリティ」「アイデンティティ」「公共性」については、踏み込んだ議論を行なっている。

第一章では、明治以降の日本語教育の歴史を跡づけた後、国際交流基金が設立されてからの日本語教育の展開がまとめられる。嘉数氏が問題とするのは、ひとつは「国語教育／日本語教育」という旧来の二元論であり、もうひとつはグローバル化のなかで日本社会自体が急速に多言語化しつつある現状である。嘉数氏は、日本語は日本人の母語として存在するだけではなく、第二言語としての生活語や文化継承語としても存在するのであり、こうしたさまざまな形態と機能を視野に入れる必要があると指摘する。

第二章では、CEFR (Common European Framework of Reference for Languages : ヨーロッパ言語共通参照枠 [以下、「共通参照枠」と略]) をとりあげる。まず共通参照枠にいたるヨーロッパ評議会 (CE) の言語教育・言語政策へのとりくみを歴史的にふりかかった後、嘉数氏はこの共通参照枠が言語教育のうえでいかに画期的な意味をもつかを強調する。そして、日本語教育にそれがどれだけ応用できるかどうかを検討する。嘉数氏によれば、共通参照枠の重要な意味は、複言語主義 (plurilingualism) と複文化主義 (pluriculturalism) を学習者個人において統合的に育成することである。多言語主義 (multilingualism) が、社会のなかで複数の言語共同体の共存を承認していく考えとするなら、複言語主義の成り立つ場所はあくまで個人にあることになる。そして、

共通参照枠で明確にされた考えは、ネイティブ・スピーカーの能力に到達することを絶対視せず、どこまでの言語能力を獲得すれば、どのような言語行為が具体的に可能になるか、という一定の尺度を明確化するのである。共通参照枠では「基礎段階言語使用者」から「熟達した言語使用者」まで六つの段階が分けられているが、もっとも初級のレベルであっても、一定の言語能力をもつ者として評価される。嘉数氏はこうした方向のなかに日本語教育への応用可能性を見ている。

第三章では、日本語教育と公共性の関係が論じられる。まず、歴史的観点から公共性概念が整理され、グローバル化時代において新たな展開が見られることが指摘される。嘉数氏によれば、グローバルなレベルで社会関係が流動化、横断化するとともに多極化、複合化しつつあり、かつてのような国内／国外の明確な線引きが成り立ちにくくなっている。嘉数氏はこうした状況にさまざまな問題を見出しているが、その一方でそこには「国際的公共性」ともいうべき理念が成立しうる根拠があるとも指摘する。これは日本語教育にとっても無縁の問題ではない。たとえば、現在、経済連携協定によってインドネシアおよびフィリピンから看護師、介護福祉士候補を受け入れているが、短期間のうちに日本語を習得して、日本人にとっても難関である国家試験を同じ言語的条件のもとで受験することとされている。嘉数氏は、このようなやりかたはきわめて不合理であって、海外の人材の専門的技量を借りる国際的相互扶助の理念とは無縁であるどころか、相互不信すら招きかねない、と警鐘をならしている。

第四章では、「アイデンティティとユニバーサリティの相克」という視点から、これまでの日本語教育の歴史を検証し、これからの日本語教育政策の取るべき方向が論じられる。日本語が日本語共同体の「アイデンティティ」を作っていることは確かであるが、そのことが強調されるあまり内と外の間には障壁が打ちたてられ、排除の効果を生むこともある。それに対して、「ユニバーサリティ」は共同体の外へと言語を拡張していく力である。戦前の「大東亜共栄圏」に対する言語政策にそうした方向が見られたが、それは軍事的侵略の付随物でしかなかった。戦後になると、経済成長に後押しされて「国際語としての日本語」という発想が現れる。しかし嘉数氏によれば、いまでも日本語教育は「アイデンティティとユニバーサリティの相克」の状態に陥っている。それは「政策の不在」と「日本語のあり方に対する現状認識と将来予測の不在」という二つの不在によって特徴づけられる。年間学習者が300万人規模となっている海外の日本語教育を視野に入れるならば、国際環境における日本語教育のモデルを構築すべきであり、そのためには、言語運用能力の国際標準の設定が必要になると指摘される。

第五章では、これまでの議論がまとめられ、最後に日本語教育に対する政策的提言が行なわれる。それは、(1)複文化・複言語主義を採り入れる、(2)言語政策および言語計画を策定する、(3)政策・計画に実効性をもたらす機構を設立する、(4)国内外の複合的連携を促進する、の四点である。

3. 本論文の成果と問題点

本論文の優れている点は、現在の日本語教育が直面している課題をはっきりと提示し、根本的な理念のレベルでの解決策を模索していることにある。嘉数氏によれば、日本語教育がグローバル化の課題を真剣に受けとめようとするなら、海外の日本語教育組織の発展を目指すだ

けではなく、社会の多言語化、多文化共生の実現を自らの課題として取りあげなければならない。嘉数氏は、日本語教育が国際化していき、その使用が広まるにつれて、母語話者の日本語とは異なる変種が生まれる潜在的可能性さえあると指摘する。こうした問題に対しては、従来の日本語教育の枠組みだけでは不十分である。そこで嘉数氏は、社会言語学者 Lo Bianco が提唱し、オーストラリアの言語政策に取り入れられることになった、言語使用の「第三の場」という概念に注目する。「第一の場」が母語・第一言語としての言語使用であり、「第二の場」が外国語・第二言語としての言語使用であるとすれば、「第三の場」は母語話者と非母語話者が共有・共感しあう言語使用の場として定義される。そこでは、ネイティブ・スピーカーであることからくる特権的優越性は成り立たず、母語の異なる者どうしでの媒介言語としての機能が拡大する。

そして、こうした状況が、すでに日本国内で生まれていることに目を向ける必要がある。現在の日本社会には、日本語を生活言語として使用する多くの「外国人」が定住している。「生活者としての外国人」というとらえ方が定着しつつある現在、この「第三の場」における言語使用という理念はきわめて切実な問いを投げかける。その点で、嘉数氏のいう日本語教育の「国際化」とは、「国内／国外」という単純な二分法を相対化するものである。さらに嘉数氏は、ヨーロッパ言語共通参照枠で採られた複言語主義と「第三の場」とを結びつけるような言語教育政策の可能性を見ている。これはきわめて独創的なとらえ方であり、高く評価することができる。

このように優れた内容をもつ本論文ではあるが、いくつか問題点もある。ひとつは、理念や思想のレベルで問題をとらえたいという著者の意図は十分に理解できるが、それでも具体的な文脈での問題把握や解決策をもっとはっきりと提示していれば、本論文の説得力はさらに増したのではないと思われる。著者の力量をもってすれば、そうした事例を難なく挙げることはできたはずであるだけに、残念である。もうひとつの問題点は、用語の使用法に時として厳密さを欠く場合が見られることである。

けれども、本論文が優れた内容をもつ研究であることには変わりがない。本論文は、綿密な資料調査、正確な現実理解、斬新な視点と発想など数々の長所を備えており、著者が優れた研究能力をもつことを証明している。それに加えて、本論文の優れた文章表現からは、著者の日本語教育にかける情熱がありありと伝わってくる。その点からも読者に感銘をあたえることのできる優れた業績である。

4. 結論

以上の審査結果に鑑み、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第8条1項の規定により一橋大学博士(学術)の学位を受けるに値するものと判断する。

最終試験結果要旨

平成 22 (2010) 年 1 月 13 日

学位申請者 嘉数 勝美
論文審査委員 イ・ヨンスク、五味 政信、糟谷 啓介

平成 21 年 12 月 19 日、学位請求論文提出者 嘉数勝美 氏の論文および関連分野について、本学学位規則第 8 条第 1 項に定める最終試験を行なった。本試験において、審査員が学位請求論文「グローバリゼーションと日本語教育政策——アイデンティティとユニバーサリティの相克から公共性への収斂——」に関する疑問点について逐一説明を求め、あわせて関連分野についても説明を求めたのに対し、嘉数勝美 氏はいずれも十分かつ適切な説明を与えた。

よって審査員一同は、嘉数勝美 氏が学位を授与されるに必要な研究業績および学力を有することを認定し、最終試験での合格を判定した。